

大会基準

1. 大会主催者は、大会運営にあたり、「競技者、大会関係者及び一般地域住民の安全」を最優先に配慮することをここに確認する。
2. 大会主催者は、大会運営するにあたり下記の権限を保有する。
 - (1) 大会当日台風などの接近により、競技環境の悪化、天候等により十分な安全が確保できないと判断した場合、競技が開始される以前あるいは競技中に競技内容の変更または中止を決定する権限。
 - (2) 競技運営規則に違反した競技者に対して、失格を命令する権限。
 - (3) 競技技術の未熟さ、過度の過労、競技中の事故等の理由で、競技続行に支障があると判断した競技者に対して、競技続行の中止を命令する権限。

競技規則

1. 「ルール厳守と責任・安全管理義務・フェアプレーの精神」
 - (1) 競技者は本大会競技規則、海上交通規則を厳守し、主催者運営委員、海上保安庁が発する案内・指示及び注意・警告・命令を厳守しなければならない。また、競技中であっても競技者が犯した海上違反行為の責務は、競技者個人が負わねばならない。
 - (2) 競技者は、本大会が公海・施設・自然環境を利用して開催されることをよく理解し、主催者及び海上保安庁による案内・注意・指示などの有無に関わらず、安全を確保できるよう最大の注意をはらいながら競技を遂行しなければならない。
 - (3) 競技者は、自己の責任において体調を維持し、安全管理を怠らず、緊急時には確実な対処ができるよう配慮しながら競技を遂行しなければならない。
 - (4) 競技者は良識あるスポーツマンとして、フェアプレーの精神をもって行動することを要求され、危険行為や大会運営に支障が起るような言動は慎まねばならない。
2. 「安全確保と緊急合図」
 - (1) 競技者は、ライフジャケット（救命胴衣）を着用して競技に参加しなければならない。
 - (2) 競技者は、変化の激しい本大会環境を十分に把握し、能力に応じたペースを守り、他の競技者との接触をさけるよう十分な間隔を保ちながら競技を遂行しなければならない。
 - (3) 競技中、援助を必要とする場合は「競技を停止し片手を頭の上で振り援助を求める」ことで統一する。
3. 「競技中止」
 - (1) 競技者がゴール前に競技を中止した場合、自らの棄権、主催者からの失格、中止命令等理由のいかんをとわず大会本部に届けて、ゼッケンを返却しなければならない。
 - (2) 自ら棄権した競技者、あるいは主催者運営員から競技続行の中止を命じられた競技者は、速やかに競技コースから退却しなければならない。
 - (3) 自らの意志で棄権した競技者、主催者運営員から競技続行の中止を命じられた競技者は、自らのコンディションの回復、もしくは競技環境の良化等を理由に再復帰することは出来ない。
 - (4) 自ら競技を棄権した場合、及び、競技中に沈脱し自らの力で安全に再乗艇出来ない場合は、その時点で失格となり競技を中止しなければならない。
 - (5) 自らの力で再乗艇出来ない場合とは、セルフレスキューを2回試みて乗艇出来ないこと、及び、全く自力で乗艇することが出来ない場合とする。
4. 「競技中の小休止の許可と競技復帰」
 - (1) 競技者の安全のために競技中における小休止は随時可能とするが、競技者自ら病院、休憩・飲食施設等を利用した場合または、主催者運営員等に收容された場合は原則として競技に再復帰することは出来ない。
 - (2) 競技中の小休止の際には、他の競技者の競技遂行を妨げないように配慮する必要がある、競技復帰に際しては、競技コースを離脱した地点から再スタートすること、また、競技終了者が再度競技コースに入ることを禁止する。
5. 「競技コースの確認義務等」
 - (1) 競技者は、個人の責任において事前に競技コース及び競技環境を把握しなければならない。なお、視察・試漕に際しては、大会の規則や監視体制がなされていないことを理解し、十分な注意が必要である。
 - (2) 競技中、指定のコースを離脱した場合は、競技者の責任とし、原則として離脱した地点に戻って競技に復帰することを認めるが、主催者の判断によりペナルティが科せられることがある。
6. 「制限時間」
 - (1) 2時間30分を制限時間とする。
7. 「競技用ゼッケン類の着用」
 - (1) 主催者から提供されたゼッケンは、主催者の指示に従い着用し、それらを変造することを禁止する。
 - (2) タンデム艇の場合、バウマン（前方の選手）がゼッケンを着用する。

会場案内図

